

一般財団法人Rubyアソシエーション RubyGems.org Supportersプログラム規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人Rubyアソシエーション(以下「本財団」という。)が提供する「RubyGems.org Supportersプログラム」(以下「本プログラム」という。)の運営及び条件について必要な事項を定めることを目的とする。

(プログラムの概要)

第2条 本プログラムは、RubyGems.orgの安定的な運営及びサプライチェーンセキュリティの強化を目的とし、本財団と米国非営利法人Ruby Central, Inc.(以下「Ruby Central」という。)との連携のもと、日本国内の企業・団体及び個人(以下「サポーター」という。)からの支援を募り、運営するものである。

2 本財団は、サポーターから受領した協賛金から本プログラムの運営に必要な事務経費等を控除した残額を、RubyGems.orgの運営及び開発支援金としてRuby Centralへ提供するものとする。

(サポーター種別及び協賛金)

第3条 サポーターの種別及び協賛金(不課税)は、以下のとおりとする。

(1) RubyGems.org Supporter 年額 400,000円

(2) RubyGems.org Supporter Plus 年額 800,000円

2 サポーターの登録日が10月1日から翌年の3月31日までの場合は、前項で規定する年額の2分の1とする。

3 支払われた協賛金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(申込及び登録)

第4条 申込者は、本プログラムの申込によって、本規程の内容に同意したものとみなす。

2 申込は、本財団のWebサイトに設置する申込フォームに必要事項を記入して送付するものとする。

3 本財団の理事長が申込者を承認し、且つ当該年度の会費の入金を確認したときに、申込者はサポーターとして登録されるものとする。

(期間及び更新)

第5条 本プログラムの有効期間(以下「サポーター期間」という。)は、サポーターの登録日又は更新日から3月31日までとする。

2 サポーター期間の更新は、サポーターからの明示的な同意がある場合のみ行うものとし、自動更新は行わない。

(サポーターの特典)

第6条 本財団は、協賛金の全額入金を確認後、サポーターに対して以下の特典(以下「サポーター特典」という。)を手配し、提供する。

区分	特典内容
ロゴの掲載	・RubyGems.orgのフッター(ローテーション表示)へのロゴ掲載 (RubyGems.org Supporter Plus は、通常の Supporter よりも高い頻度で優先的に表示される。) ・RubyGems.orgのサポーターページへのロゴ掲載 (RubyGems.org Supporter Plus は、大きめのロゴサイズかつ1行あたりの表

区分	特典内容
	示数を少なく配置・掲載される。） ・RubyCentral.orgの該当ページへのロゴ掲載 （Ruby Centralのスポンサーページに、RubyGems.org サポーターページと同様の形式でロゴを掲載する。） ※ロゴにはサポーターが指定するURLへのリンクを設定する。
広報・告知	・Ruby Central及びRubyGems公式SNSアカウント(X、LinkedIn、Mastodon、Bluesky等)での紹介投稿 ・Ruby Central発行のニュースレター(「README」、「OSS Changelog」)での言及
財務レポート	・協賛金の使途に関する財務レポートの送付

2 入金確認後、商業上合理的な範囲(通常2週間以内、最長30日以内)でサポーター特典の掲載を開始する。ただし、ニュースレターへの掲載については、発行スケジュール等の事情により30日を超える場合がある。

(権利の帰属及び使用許諾)

第7条 サポーターが提出した商標、ロゴその他の素材(以下「ロゴ等」という。)に関する著作権その他の知的財産権は、サポーターに帰属する。

2 サポーターは、本財団及びRuby Centralに対し、本プログラムのサポーター特典提供及び周知の目的に必要な範囲において、ロゴ等は無償、非独占的に使用(表示、リサイズ、フォーマット変更等を含む)することを許諾するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第8条 サポーターは、現在及び将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないこと、及び反社会的勢力と不当な関係を有しないことを表明し、保証するものとする。

2 本財団は、サポーターが反社会的勢力に該当すると判断した場合、何らの催告を要せずしてサポーター資格を取り消し、サポーター特典の提供を停止することができる。

(免責事項)

第9条 本財団及びRuby Centralは、サポーター特典の掲載・露出による特定のアクセス数、インプレッション数、またはその他の商業的成果を保証するものではない。

2 天災地変、通信障害、その他本財団の責に帰することができない事由によりサポーター特典の提供が遅延または不能となった場合、本財団はその責任を負わない。

3 本財団がサポーターに対して負う損害賠償責任の総額は、該当するサポーター期間に関してサポーターが本財団に支払った協賛金の額を上限とする。

(個人情報の取扱い)

第10条 本財団は、本プログラムの申込み及び運用に伴い取得したサポーターの担当者個人情報(氏名、電子メールアドレス等)を、以下の目的の範囲内でのみ利用する。

(1) 本プログラムの案内、連絡、請求書送付等の事務連絡

(2) Ruby Centralとの間でのサポーター特典履行に必要な連絡・手配

2 本財団は、本プログラムの運営のために、前項の個人情報を米国にあるRuby Centralに提供する場合があり、申込者は本プログラムの申込をもってこれに同意したものとする。

3 前項の場合および法令に基づく場合を除き、本財団は事前に本人の同意を得ることなく第三者に個人情報を提供しない。

4 本財団は、保有する個人情報について本人から開示請求があった場合又は開示した個人情報に対して訂正若しくは利用停止の請求があり、当該請求に理由があると認められるときは、本人に関する個人情報を開示、訂正又は利用停止する。

(退会)

第11条 会員はいつでも退会通知を提出することにより、本プログラムを退会することができる。

(規程の変更)

第12条 本財団は、必要と認めた場合、サポーターの承諾を得ることなく本規程を変更することができるものとする。

2 変更後の規程は、本財団のWebサイト等への掲載その他適切な方法により周知した時点から効力を生じるものとする。ただし、既存のサポーター期間中のサポーター特典を不当に削減する変更については、該当期間中適用されない。